

○魚津テクノスポーツセンター条例

平成9年12月18日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、魚津テクノスポーツセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 産業の発展並びにスポーツ及び文化の振興を図るため、魚津テクノスポーツセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第3条 センターは、魚津市北鬼江2898番3に置く。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) 魚津テクノスポーツドーム

ア アリーナ

イ 産業展示ホール

ウ トレーニング室

エ 研修室

オ 交流学習室

カ 地場産品常設展示場

キ 屋外展示場

(2) 室内温水プール

ア 25メートルプール

イ 小プール

ウ 談話室

(施設の管理)

第5条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 施設の利用承認に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理に関し市長が必要と認める業務

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、**指定管理者**は、特に必要があると認めるときは、**市長の承認を受けて**、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、当該日の直後の休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日
(利用時間)

第8条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、**指定管理者**は、特に必要があると認めるときは、**市長の承認を受けて**、これを変更することができる。

(1) 魚津テクノスポーツドーム 午前8時30分から**午後9時**まで

(2) 室内温水プール

ア 月曜日及び水曜日から土曜日まで
午後1時から午後9時まで

イ 日曜日及び休日
午前10時から午後5時まで

(利用の承認)

第9条 別表に掲げるセンターの施設を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ**指定管理者**の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 **指定管理者**は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

(1) センターの秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。
(特別の設備の承認)

第10条 前条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの利用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用するときは、あらかじめ**指定管理者**の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の承認の取消し等)

第11条 **指定管理者**は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは利用の停止を

命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) **第9条第3項**の規定による承認の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に支障があると認められるとき。

2 前項の規定により、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じ、利用者が損害を受けても、市及び**指定管理者**はその賠償の責めを負わない。

(目的外利用の禁止)

第12条 利用者は、センターの施設及び附属設備等を、承認を受けた目的以外に利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第13条 利用者は、**指定管理者**にセンターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、**指定管理者**があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。

3 **指定管理者**は、利用料金を自己の収入として収受する。

(利用料金の減免)

第14条 **指定管理者**は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、別表の専用**利用料金**に限り減免することができる。ただし、第2号においては、土曜日、日曜日及び休日を除くものとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事の場合 5割
- (2) 市内の学校、保育所、認定こども園、魚津市スポーツ少年団又はその加盟団体等が利用する場合 5割
- (3) 国又は県が主催する行事の場合 3割
- (4) 市又は市教育委員会が共催する行事の場合 2割
- (5) 市又は市教育委員会が後援する行事の場合 1割

(利用料金の還付)

第15条 既に徴収した**利用料金**は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、**利用料金**の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めによらない理由により利用することができなかったとき。
- (2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。

(原状回復及び利用後の点検)

第16条 利用者は、その利用が終わったとき、又は**第11条**の規定により利用の承認の取消し等を受けたときは、速やかに施設及び附属設備を原状に復するとともに、**指定管理者**に届け出てその点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者は、センターの施設若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第31号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に許可し、又は承認した魚津テクノスポーツドームの使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に、この条例による改正前の魚津テクノスポーツドーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の魚津テクノスポーツドーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年3月18日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(魚津テクノスポーツドーム条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行の際現に発行されている1回券、11回券、3か月券、6か月券及び12か月券（以下この条において「回数券等」という。）については、第11条の規定による改正後の魚津テクノスポーツドーム条例（以下この条において「新条例」という。）の規定により発行した回数券等とみなす。ただし、回数券等に係る新条例第15条の規定の適用については、

なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月18日条例第11号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月22日条例第 1 号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（魚津テクノスポーツドーム条例の一部改正に伴う経過措置）

第 7 条 この条例の施行の際現に発行されている 1 回券、11回券、3 か月券、6 か月券及び12か月券（以下この条において「回数券等」という。）については、第10条の規定による改正後の魚津テクノスポーツドーム条例（以下この条において「新条例」という。）の規定により発行した回数券等とみなす。ただし、回数券等に係る新条例第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第36号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（魚津テクノスポーツドーム条例の一部改正に伴う経過措置）

第 5 条 この条例の施行の際現に発行されている 1 回券、11回券、3 か月券、6 か月券及び12か月券（以下この条において「回数券等」という。）については、第 6 条の規定による改正後の魚津テクノスポーツドーム条例（以下この条において「新条例」という。）の規定により発行した回数券等とみなす。ただし、回数券等に係る新条例第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年12月20日条例第39号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和 7 年規則第21号で令和 7 年 8 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の魚津テクノスポーツドーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の魚津テクノスポーツセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の魚津テクノスポーツセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の魚津テクノスポーツセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第11条関係）

1 専用利用料金

(1) 魚津テクノスポーツドーム

ア スポーツに利用する場合

区分			基本料金 （３時間ま で）（円）	以降１時間 ごと（円）	超過時間 （１時間につ き）（円）	
アリーナ	アマチュア以 外のスポーツ に利用する場 合	入場料1,000円 以下		144,000	48,000	72,000
		入場料1,001円 以上		240,000	80,000	120,000
		準備及び撤去 （全面）		36,000	12,000	18,000
	アマチュアの スポーツ等に 利用する場合	入場料1,000円 以下		12,000	4,000	6,000
		入場料1,001円 以上		36,000	12,000	18,000
		準備及び撤去 （全面）		6,000	2,000	3,000
		練習	1／3 面	2,000	700	1,000
			2／3 面	4,000	1,400	2,000
	産業展示ホール（練習）			2,000	700	1,000

イ 産業展示等に利用する場合

区分		基本料金 (3 時間ま で) (円)	以降 1 時間 ごと (円)	超過時間 (1 時間につ き) (円)
アリ	入場料1,000円以下	144,000	48,000	72,000

アーナ	入場料1,001円以上	240,000	80,000	120,000
	準備及び撤去	36,000	12,000	18,000
産業展示ホール	全面（入場料1,000円以下）	48,000	16,000	24,000
	全面（入場料1,001円以上）	96,000	32,000	48,000
	2／3面	32,000	10,700	16,000
	1／2面	24,000	8,000	12,000
	準備及び撤去	12,000	4,000	6,000

ウ 部屋利用

区分		基本料金 （3時間ま で）（円）	以降1時間 ごと（円）	超過時間 （1時間につ き）（円）
研修室	催事利用	16,500	5,500	8,250
	併用利用	3,300	1,100	1,650
	単独利用	6,600	2,200	3,300
主催者室1・2	催事利用	9,000	3,000	4,500
	併用利用	1,800	600	900
	単独利用	3,600	1,200	1,800

エ 第2トレーニング室・屋外展示場及び駐車場

区分	利用時間区分による金額
第2トレーニング室	1時間 10,000円
屋外展示場及び駐車場	1時間につき10平方メートル当たり 15円

オ 地場産品常設展示場・喫茶室

区分	利用期間区分による金額
地場産品常設展示場	1ブース 年額 25,900円
喫茶室	年額 388,800円

備考

- 1 **利用料金**は、消費税及び地方消費税を含む金額をいう。
- 2 「超過時間」とは、利用時間以外の時間のうち、**指定管理者**の承認を受けた時間をいう。
- 3 「準備及び撤去」とは、開催日以外の日に準備、撤去の為に専用利用する場合をいう。
- 4 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 利用時間を短縮した場合においても、**利用料金**は減額しない。
- 6 屋外展示場及び駐車場の**利用料金**（駐車以外の目的に限る。）については、アリーナ又は産業展示ホールと一体的に利用する場合は適用

しない。

- 7 「産業展示ホール（練習）」とは、アリーナをスポーツに利用する場合の補助施設として産業展示ホールを利用する場合をいう。
- 8 「催事利用」とは、営利目的で利用する場合を、「併用利用」とは、アリーナ又は産業展示ホールと同時に利用する場合を、「単独利用」とは、催事利用及び併用利用以外の利用をいう。
- 9 地場産品常設展示場・喫茶室の**利用料金**は、会計年度ごとに算出するものとし、当該年度における利用の期間が1年未満であるときは月割をもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 10 地場産品常設展示場・喫茶室の利用に際し、特別に電気又は水道を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。

(2) 室内温水プール

区分		金額	
		1時間につき（円）	超過時間 （1時間につき） （円）
全館	有料	16,000	—
	無料	8,000	—
25メートルプール	有料	12,800	19,200
	無料	6,400	9,600
小プール	有料	3,200	4,800
	無料	1,600	2,400

備考

- 1 「有料」とは大会、試合等において入場料等を徴収する場合をいい、「無料」とは大会、試合等において入場料等を徴収しない場合をいう。
- 2 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算とする。
- 3 「超過時間」とは、**第8条**に定める開館時間以外の利用に適用し、1時間未満は1時間とする。
- 4 準備又は撤去のためにプールを利用する場合の額は、通常の30パーセントに相当する額とする。
- 5 **利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。**

2 専用以外の**利用料金**

区分	単位	金額（円）				
		1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券

魚津 テク ノス ポー ツド	アリーナ	一般	2 時間	300	3, 000	—	—	—
		児童・生徒	2 時間	100	1, 000	—	—	—
	ランニン グコース	一般	1 回	150	1, 500	—	—	—
		児童・生徒	1 回	50	500	—	—	—
	第 1 トレ ーニング 室	一般	2 時間	500	5, 000	12, 000	20, 000	36, 000
		生徒	2 時間	210	2, 100	4, 500	—	—
		体力測定 個人	一般	1 回	600	—	—	—
			生徒	1 回	210	—	—	—
		団体	一般	1 回	500	—	—	—
			生徒	1 回	190	—	—	—
室内温水プー ル	一般	一般	2 時間	500	5, 000	12, 000	20, 000	36, 000
		児童・生徒	2 時間	200	2, 000	4, 800	8, 000	14, 400
第 1 トレーニ ング室・室内 温水プール共 通利用	一般	一般	各 2 時 間	800	—	19, 200	32, 000	57, 600
		生徒	各 2 時 間	320	—	7, 400	—	—

備考

- 「児童」とは小学校の児童を、「生徒」とは中学校及び高等学校並びに高等専門学校の生徒をいう。
- 「団体」とは、20人以上の団体をいう。
- 利用時間を短縮した場合においても、**利用料金**は減額しない。
- ランニングコースの料金は、スポーツを目的としてアリーナ又は第 1 トレーニング室の**利用料金**を納付した者から徴収しない。
- 3 か月券、6 か月券及び12 か月券は、それぞれ該当する期間内において、第 1 トレーニング室又は室内温水プールを 1 日 1 回（2 時間）利用することができる。
- 11 回券の有効期限は、発行の日から 2 年間とする。

3 附属設備**利用料金**

区分				単位	金額 (円)
魚津 テク ノス ポー ツド	アリーナ	照明設備	1, 500ルクス以上	1 時間	3, 000
			800ルクス以上	1 時間	1, 500
		大型電光得 点表示装置	1 面 1 系統	1 組 1 日	4, 000
			1 面増すごと	1 日	2, 000
			公式競技用附属	1 組 1 日	2, 000

一ム		設備		
		簡易電光得点表示装置	1 組 1 日	500
		冷暖房設備	1 時間	5,000
		バレーボール用仮設コート	1 式 1 日	15,000
		音響設備セット（マイク 2 本まで）	1 式 1 回	5,000
産業展示ホール		冷暖房設備	1 時間	1,500
		音響設備セット（マイク 2 本まで）	1 式 1 回	3,500
研修室		VTRプロジェクター	1 式 1 回	1,000
		音響設備セット（マイク 2 本まで）	1 式 1 回	1,000
音響備品		移動音響卓（マイク 2 本まで）	1 式 1 回	3,500
		自立式スピーカー	1 式 1 回	1,000
		小型拡声装置	1 式 1 回	1,000
		小型拡声装置（CDデッキ付）	1 式 1 回	1,500
		追加マイク 1 本	1 回	500
ステージ備品		移動ステージ	1 式 1 回	15,000
		折りたたみ演台	1 台 1 日	1,000
スポーツ備品		ラケット（卓球ラケットを除く。）	1 回	150
		ゲームベスト（5 枚組）	1 組 1 回	150
その他		テント	1 張 1 日	2,000

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の**利用料金**は、当該施設を専用利用した場合に限り徴収する。
- 2 特別の設備を持ち込んで電気、水道を利用した場合には、その実費相当額を徴収する。
- 3 附属設備の設置に関しては、利用者の負担において行うものとする。
- 4 利用時間 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。
- 5 単位 1 回で額を定める設備については、4 時間までをそれぞれ 1 回として算定する。ただし、個人の場合は 2 時間を 1 回とする。
- 6 利用時間を短縮した場合においても、**利用料金**は減額しない。
- 7 「1 日」とは、午前 8 時 30 分から**午後 9 時**までをいう。